

平成21年10月28日

各都道府県地域雇用対策担当部(局)長 殿

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室
ふるさと雇用再生特別交付金室長

「緊急雇用対策」の策定に伴う緊急雇用創出事業の前倒し執行等について

平素より、職業安定行政へのご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。
先般、緊急雇用創出事業の前倒し執行等をお願い申しあげたところですが、この前倒し執行を着実なものとし、地域における雇用改善につなげていくため、今般、都道府県ごとに事業の今年度分の前倒し執行による目安となる雇用創出数をお示しますのでよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。また、これに伴い、先般お示しした緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の要件緩和等の運用改善に加え、新たな要件緩和等の運用改善を行うこととしますので、下記に留意して積極的に事業運営いただきますようお願い申し上げます。

記

1 緊急雇用創出事業の前倒し執行について

(1) 都道府県別の雇用創出数(前倒し執行分)の提示について

都道府県別の雇用創出数の算定にあたっては、緊急雇用創出事業の事業進捗を反映できる雇用実績等の客観指標を用いることとし、目安数として、今般、提示するものであること(別紙)。

(2) 前倒し執行の内容

〔省略〕

- ① 平成22年度以降に事業開始を予定していた事業について、開始時期を早めて21年度内から事業実施されるもの(都道府県における平成21年度補正予算として計上)。
- ② 平成21年度内に事業開始を予定していた事業について、開始時期を早めて事業実施されるもの。
- ③ 平成21年度において既に実施中の事業について、10月23日以降、新たに雇用者数を増やして事業実施されるもの(前倒し執行分は、その増分)。

(3) 都道府県労働局との連携について

厚生労働省は都道府県労働局に対して、①都道府県が事業計画の企画立

案をする際の助言を行うこと、②ハローワークにおいて基金求人についての早期のフォローアップを行うこと、③都道府県に対して好事例等の情報提供を行うこと等について指示しているので、都道府県は労働局との必要な連携を図っていただきたいこと。

2 緊急雇用創出事業の要件緩和等について

(1) 地方公共団体における臨時職員の雇用（緊急雇用創出事業実施要領第13の1）の取扱

平成21年10月23日から同23年3月31日までに限っては、地方公共団体による事務補助員等として臨時職員の雇用について、業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合、特例的に緊急雇用創出臨時特例交付金による基金を活用できることとする。

なお、この場合において当該労働者の雇用期間は6カ月以内とし、1回に限り更新を可能とする。

(2) 既存事業の取扱

既存事業で単に財源を振り替えた場合は基金事業の対象とならないものであるが、新たに失業者を雇い入れ、従前より雇用人数を増加して実施するものであれば基金事業の対象とする。

(3) 同一の労働者が複数の基金事業に重ねて就く場合の取扱

同一の労働者が複数の基金事業に重ねて就く場合、通算した雇用・就業期間が1年以内の範囲で基金事業に就くことができることとする。

(4) 人件費の取扱

賞与、退職手当等、地方公共団体の例規や委託先の社内規定において、労働者に対する支給が義務づけられているものについて、人件費の対象とする。

3 迅速に対応する分野

(1) 緊急雇用対策における位置づけについて

「緊急雇用対策」（平成21年10月23日策定）においては、成長分野における雇用促進のため、「緊急雇用創造プログラム」として「介護雇用創造」、「グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造」、「地域社会雇用創造」の3つの重点分野における雇用プログラムの推進に取り組むこととされていること。

(2) 迅速に対応する分野

緊急雇用対策の趣旨を踏まえ、介護、農林水産業、環境、観光分野を迅

速に対応する分野とする。地方公共団体においては、上記（１）の「緊急雇用プログラム」の趣旨に沿った事業計画が立案されるよう、各分野の主管部局への働きかけを行うことや、雇用対策担当部局や基金主管部局においてこれらの分野の事業計画の重点的な採択に努めていただきたいこと。

4 その他

（１）実施要領の改訂について

上記２（１）及び（３）に係る取扱に伴う実施要領の所要の改訂を行うこと。また、上記２（２）及び（４）に係る取扱について別途「ＱＡ」による通知を行うこと。なお、実施要領の改訂については、おって通知予定であること。